商品券を活用した市内回遊促進事業

商品券取扱要領

１　事業の目的

　　　本事業は、一般社団法人袖ケ浦市観光協会（以下、本会という。）が事業主体となり、新型

コロナウィルス感染症等に起因する経済活動の縮小からの回復を図ることを目的とする。

２　事業主体

　　一般社団法人袖ケ浦市観光協会

３　配布場所

本会会員のうち、観光施設等事業者（別表１）

４　配布対象

　　配布場所にて、観光施設等を利用した人

　　※１名につき商品券１枚を配布

　　※観光施設等を利用せず、物販等のみ利用した人は対象外

５　配布期間

　　令和３年７月１日（木）から令和４年１月３１日（月）まで

※上記の期間のうち、各観光施設の営業期間で配布する。

※観光施設により配布枚数が異なるため、期間内であっても配布を終了する場合あり。

６　商品券の内容

　（１）商品券の種類　５００円券　１種類とする。

　（２）商品券の使用期限　令和４年２月２８日（月）まで

　（３）商品券取扱い事業者（以下、加盟店という。）

本会会員のうち、配布場所に指定されていない事業者であって、下記に該当しない者。

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第１章第２条に規定する営業を行っている事業者

②特定の宗教政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

③次項（４）に記載の取引、商品のみを取扱う事業者

　（４）商品券の利用対象にならないもの

①税金および公共料金等の支払い、他の金券及び有価証券等

②たばこ事業法第３６条第１項において規定するもの

③医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)

④加盟店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)

⑤特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

（５）商品券の取扱いに係る厳守事項

　　　　①配布場所での使用はできない。

　　　　②利用期間を過ぎた商品券は使用できない。

　　　　③現金と引き換えることはできない。

　　　　④額面に満たない利用にはつり銭は出さない。

　　　　⑤発行者印及び番号のないものは無効とする。

　　　　⑥本券の紛失、盗難または滅失等に関して、発行者は一切の責任を負わない。

７　観光施設及び加盟店の責務

（１）観光施設等

①商品券を付加価値として観光施設をＰＲする。

②商品券と観光ガイドマップ等を配布し、利用客の市内回遊を促す。

③商品券の不当な交換および売買は行なわない。

　（２）加盟店

　　　　①商品券の取り扱いを通じて、利用客の更なる市内回遊を促す。

　　　　②加盟店であることがわかるよう、ステッカーを利用者がわかりやすい場所に貼ること。

　　　　③利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないか十分に確認すること。

偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と思われ

る場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局まで報

告すること。

　　　　④商品券を受け取った時は、裏面の利用者情報欄に記入があるか確認し、記入がない場

合、利用者に記入してもらう。

　　　　⑤商品券の不当な交換及び売買は行わないこと。

　　　　⑥利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店責務

とする。

８　実績報告

　　商品券の取扱いがあった加盟店は、市内回遊促進事業実績報告書兼請求書（様式１）と商品

券を換金期間内に事務局に提出すること。

９　商品券の換金

　　加盟店は「実績報告書兼請求書（様式１）」に必要事項を記入の上、（一社）袖ケ浦市観光協会事務局で小切手へ切り替えていただき、金融機関で換金すること。

　　換金は随時行えるが、月毎に換金するなど、ある程度まとめて換金をすること。

　なお、小切手の現金化には数日かかる場合がある。

（１）換金期間

期間　令和３年８月２日（月）から令和４年３月１０日（木）まで

時間　午前９時から午後５時まで（土日・祝日を除く）

（２）指定金融機関

　　　千葉銀行　袖ケ浦支店

（３）現金化にかかる日数

①千葉銀行　袖ケ浦支店　での換金　⇒　当日に資金化

②千葉銀行　他の支店　での換金　⇒　当日を含めて３日目に資金化

③その他の金融機関　⇒　当日を含めて４日目に資金化

　（４）その他

　　　　①混雑時、多量枚数の換金の際は、時間を要する場合がある。

　　　　②換金期間を過ぎての請求は、事務局にご相談すること。

10　加盟店の取消し等

この「要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店の承認を取り消す場合

がある。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

11　その他留意事項

　　この要領に記載のない事項については、事務局までご連絡ください。

（一社）袖ケ浦市観光協会　事務局

〒２９９－０２９２

袖ケ浦市坂戸市場１番地１（袖ケ浦市役所５階）

電話番号：０４３８－６２－３４３６

ＦＡＸ：０４３８－６２－７４８５

別表１　配布予定場所（観光農園等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 収穫期間 | 農園名 |
| ブルーベリー | 令和３年　６月　上旬から  令和３年　８月　中旬まで | 石井農園 |
| 齋藤ガーデン |
| 細野農園 |
| ぶどう | 令和３年　８月　中旬から  令和３年　９月　下旬まで | 南総園 |
| いちじく | 令和３年　８月　下旬から  令和３年１０月　下旬まで | グリーンファーム三基 |
| さつまいも  落花生 | 令和３年　９月　上旬から  令和３年１１月　上旬まで | 草けいばの丘収穫園 |
| みかん | 令和３年１１月　上旬から  令和３年１２月　中旬まで | 東京ドイツ村 |
| いちご | 令和４年　１月　１日から  令和４年　１月３１日まで | ICHIGOYA・SUN　いちごやサン |
| ガウラーベリーかねこ農園 |
| さっちゃん家の幸せいっぱいいちご園 |
| しいたけ | 通年 | 東京ドイツ村 |

配布予定場所（観光施設等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 配布期間 | 施設名 |
|  | 令和３年　７月　１日から  令和４年　１月３１日まで | ふれあいどうぶつ縁 |
|  | 令和３年　７月１日から  令和４年　１月３１まで | 森のまきばオートキャンプ場 |
|  | 令和３年　７月　１日から  令和４年　１月３１日まで | クマの陶芸教室 |
|  | 令和３年　７月　１日から  令和４年　１月３１日まで | セントラルフィットネスクラブ袖ケ浦駅前店  （レンタサイクル利用者） |

（様式１）

市内回遊促進事業実績報告書兼請求書

提出日　　　　年　　　月　　日

一般社団法人袖ケ浦市観光協会

会長　鈴木　英一　様

　会 員 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　印

　市内回遊促進事業について、下記のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 実績枚数 | 枚 |

　商品券取扱い実績額について、下記のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 実績額 | 円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決裁 | 認証 | 担当 |
|  |  |  |

事務局使用欄

上記申請に基づき、小切手を振出すこととしたいがよろしいか。

|  |  |
| --- | --- |
| 日付 | |
| 収受日 | 年　　月　　日 |
| 決裁日 | 年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| 会長印 |
| 個 |